



令和8年度 夏期 久留米市職員採用試験案内

- 第1次試験日 【集合形式】6月21日(日)
【テストセンター方式】6月10日(水)～6月23日(火)
- 申込受付期間 4月28日(火)～5月18日(月) 午後5時15分到達分

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分		採用予定人員	職務内容等	
I 種	事務職A [専門]	10人程度	一般行政事務に従事します。	
	事務職B [論文]	5人程度		
	土木職A [専門]	2人程度	道路・河川・都市計画・上下水道等の事業に関する企画、設計、施工監理、保守管理等の専門的業務等に従事します。	
	土木職B [SPI]	2人程度		
	建築職 [SPI]	1人程度	建築物の設計、施工監理、保守管理、建築指導等の専門的業務等に従事します。	
	文化財職	学芸員	1人程度	歴史資料（古文書等）の調査研究、収集、保管、教育普及、展示企画等の業務に従事します。
		埋蔵文化財発掘調査員	1人程度	埋蔵文化財等の発掘調査、展示企画、収集、保管等の業務等に従事します。
	保健職	2人程度	保健師としての専門的業務等に従事します。	
II 種	保育職	3人程度	保育園等における保育に関する業務、子育て支援や家庭福祉等の一般行政事務に従事します。	

- (1) 受験申込みは、上記試験区分のうち一つに限り受け付けます。また、久留米市が令和8年度春期及び夏期に実施する各試験区分との併願はできません。
- (2) 試験区分がAとBに分かれているものについては、選択制です。試験区分ごとの試験方法及び内容については、3ページに記載しています。
- (3) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (4) 事務職以外の試験区分についても、上記職務内容のほか、一般行政事務に従事することがあります。

2 受験資格

※年齢は令和9年4月1日時点

試験区分	学歴・職歴・その他	年齢（生年月日）	
I 種	事務職A・事務職B	問わない	22～35歳 平成3年4月2日から 平成17年4月1日までに 生まれた人
	土木職A	受験するそれぞれの試験区分に関する学科又は職務等に1年以上在学又は勤務した人	
	土木職B・建築職	受験するそれぞれの試験区分に関する高等学校以上の専門課程を修了し、卒業した人又は卒業見込みの人	
	文化財職 (学芸員)	下記の①を満たし、かつ②又は③のいずれかに該当する人 ① 学芸員の資格を保有している人又は令和9年3月31日までに取得見込みの人 ② 日本史（近世又は近代）又はそれに関連する分野を大学等において履修した人 ③ 博物館等において古文書等の歴史資料の研究・展示に関する業務に就業した期間が通算して3年以上ある人	

I 種	文化財職 (埋蔵文化財発掘調査員)	考古学又はそれに関連する分野を大学等において履修した人	22～35歳 平成3年4月2日から 平成17年4月1日までに 生まれた人
	保健職	保健師の免許を有する人又は令和8年度の国家試験で取得見込みの人	～40歳 昭和61年4月2日以降に 生まれた人
II 種	保育職	保育士として登録されている人又は令和9年3月31日までに登録される見込みの人	～35歳 平成3年4月2日以降に 生まれた人

- (1) **資格を必要とする職について、当該資格を取得できなかった場合等は、採用されません。**
- (2) 保育職の採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが半明した場合には採用されないことがあります。
- (3) 保育職の業務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- (4) 受験資格（職歴・職務経験）について
- ① 職務経験年数の通算は、令和8年4月30日までで行います。
 - ② 「民間企業等で就業した期間」には、会社員、公務員、自営業者等として、週あたり30時間以上の勤務に就業した期間が該当します。なお、休業等（傷病等による休暇休職、介護休業等）で、実際に職務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前産後休暇及び育児休業、勤務先の都合による休業は、職務経験期間に含みます。
 - ③ 職務経験が複数ある場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限りします。
 - ④ 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、受験資格にかかる職務経験期間等が確認できない場合は、採用されません。
- (5) 国籍は問いません。日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、6ページに記載しています。
- (6) 1ページの受験資格があっても、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法及び内容

試験科目	方法及び内容	所要時間	試験区分				
			土木A	事務A	事務B	建築土木B	左記以外
第1次試験	教養試験	職員として必要な一般教養について、大学卒業程度（保育職は短大卒業程度）のマークシート式による筆記試験	120分	○	—	—	○
	基礎能力試験 (SPI)	職員として必要な基礎能力について、大学卒業程度のマークシート式による筆記試験	120分	—	○	—	—
		職員として必要な適性等について、マークシート式による検査					
	専門試験	それぞれの試験区分に関する専門的知識及び能力について、大学卒業程度（保育職は短大卒業程度）のマークシート式による筆記試験	120分	○	—	—	—
		※文化財職のみ記述式による筆記試験	90分	—	—	—	○
	論文試験	文章による論理的思考力、構成力、表現力、理解力等についての論文試験	90分	—	○	—	—
事務能力試験	職員として必要な事務能力について、音声による進行のもとで行うマークシート式による筆記試験	50分	○	○	—	○	
6月10日から 6月23日まで	基礎能力試験 (SPI)	職員として必要な基礎能力について、大学卒業程度のテストセンター方式の試験	65分	—	—	○	—
	テストセンター	職員として必要な適性等について、テストセンター方式による検査		—	—	○	—
7月7日 又は 7月8日の いずれか 1日	面接試験	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの	/	○	○	—	○
7月4日 又は 7月5日の いずれか 1日	面接試験 (Web形式)	Web面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの	/	—	—	○	—
第2次試験	性格検査	職員として必要な適性等について、Web形式で行う検査	/	○	—	—	○
	事務能力試験	職員として必要な事務能力について、音声による進行のもとで行うマークシート式による筆記試験	50分	—	—	○	—
	面接試験	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの	/	○	○	○	○

- (1) 表中の「○」の試験が受験対象となる試験です。
- (2) **第1次試験の7月7日又は8日（土木職B・建築職は7月4日又は5日）に実施する試験は、6月21日（土木職B・建築職は6月10日から23日）に実施する試験（論文試験は除く）の得点が一定の基準を超える人が対象となります。なお、論文試験の採点は、面接試験の対象者のみ行います。**
- (3) 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用、拡大文字を使用した試験問題など）を希望する人は、5月18日（月）午後5時15分までにご連絡ください。
補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。拡大文字は、文字の大きさを基本的にこの大きさ（14ポイント）に拡大します。なお、点字受験はできません。
- (4) 性格検査の受検には、パソコンのインターネット環境が必要です。

- (5) 性格検査の試験案内を、面接対象者（第1次試験合格者）に7月16日（木）以降に電子メールで送付します。試験案内に従って、Webで受験してください。（※テストセンターでの受験ではありません。）

4 試験の日程及び会場

試験	試験日時・試験会場等
第1次試験 (土木B・建築以外)	6月21日（日）午前9時30分集合 会場：久留米大学御井キャンパス 800号館（御井メディアセンター） 住所：久留米市御井町1635 ※試験当日の緊急連絡先：090-8833-2829
	7月7日（火）又は7月8日（水）のいずれか1日 詳細な日時・会場などは面接試験対象者発表時に市ホームページに掲載します。
第1次試験 (土木B・建築)	6月10日（水）から6月23日（火）まで テストセンター方式とオンライン形式のいずれかを選択することができます。
	7月4日（土）又は7月5日（日）のいずれか1日 詳細な日時・会場などは面接試験対象者発表時に市ホームページに掲載します。
第2次試験	7月下旬から8月上旬 ※第1次試験合格者に対して、別途ご案内します。

- (1) 試験の詳細なスケジュールは、第1次、第2次試験それぞれの開始時に説明します。
 (2) 6月21日（日）の第1次試験は、午後5時頃に終了する予定です。昼食は各自でご用意ください。
 (3) **試験会場は駐車禁止です**ので、公共交通機関をご利用ください。また、近隣の迷惑になりますので、**試験会場周辺での道路や店舗等の敷地内での駐車や送迎等（待機含む）は絶対にしないでください。**
 (4) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、市ホームページでお知らせします。

5 試験当日に持参するもの

試験	持参品	受験票	HBの鉛筆(マークシート用)・シャープペンシル・消しゴム
第1次試験 (土木B・建築以外)	6月21日	要	要
	7月7日又は8日	要	不要
第1次試験 (土木B・建築B)	6月10日から 6月23日まで	不要	不要
	7月4日又は5日	不要	不要
第2次試験		要	不要（※土木B・建築のみ要）

- (1) 試験中に使用できる時計は、計時機能のみのものに限りします。
 (2) 試験時間中は、携帯電話やタブレット端末を含むすべての電子機器の使用を一切禁止します。

6 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和8年4月28日（火）～5月18日（月）

- **申込みは、電子申請のみとなります。**4月28日（火）午前8時30分から5月18日（月）午後5時15分までに正常に到達したものに限り受け付けます。

申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「電子申請」による申込み

- **電子申請の方法** 久留米市公式ホームページから「職員採用情報」にアクセスし、電子申請の詳しい手続を確認して申し込んでください。（スマートフォンやタブレット等からも申請できます。受験票の印刷時にプリンタが必要です。）

【土木B・建築】

ステップ1 受験案内受信用のメールアドレスを準備する

- 申込みには、メールアドレスが必要になります。すでにメールアドレスを持っている場合は、新たにメールアドレスを取得する必要はありません。

ステップ2 電子申請により申し込む

- 久留米市公式ホームページから「職員採用情報」にアクセスし、電子申請の詳しい手続きを確認して申し込んでください。（スマートフォンやタブレット等からも申請できます。受験票の印刷時にプリンタが必要です。）


ステップ3 メール受信後、受験日時の予約を行う

- 申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ久留米市総務部人事厚生課（noreply_tc@arorua.net）から受験案内メールが届きます。（6月9日（火）までに電子メールが届かない場合は、必ず久留米市総務部人事厚生課まで連絡してください。）

(3) 受験票の交付

各自、受験票の様式をダウンロードしてプリンタで印刷してください。受験番号は、5月21日（木）以降に、久留米市公式ホームページで公表しますので、確認のうえ、受験票に転記してください。

7 合格者の発表

面接試験対象者発表	1次合格者発表	最終合格者発表	合格者発表HP
6月29日（月） 午前9時	7月15日（水） 午前9時	8月下旬	

- (1) 面接試験対象者は、受験番号を久留米市公式ホームページに掲載します。なお、郵送による通知や電話問合せへの対応は行いません。
- (2) 第1次試験の合格者発表と最終合格者発表は、合格者の受験番号を久留米市公式ホームページに掲載するとともに、面接受験者全員に、その可否を郵送により通知します。
- (3) 保育職の採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

8 試験成績の開示

試験成績は、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- 対象者 各試験の**不合格者**（各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。）
- 請求方法 「受験票」と「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を、久留米市総務部人事厚生課まで持参してください。
- 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。（事務職Bの論文試験は、第1次試験の面接試験対象者のみ採点します。）
- 開示期間 各試験の合格発表の日から1か月間。（面接試験対象者発表、第1次試験合格者発表、最終合格者発表の日からそれぞれ1か月間となります。）

9 採用日及び給与

- (1) 採用日 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和9年4月1日に採用されます。ただし、採用候補者の合意を得たうえで、前倒して採用する場合があります。

- (2) 給与 採用後の給与は、久留米市職員給与条例の定めるところにより支給されます。

(参考) [初任給] 事務職・土木職等：247,104円（地域手当含）＋諸手当（大学卒・22歳）
保育職：228,176円（地域手当含）＋諸手当（短大卒・20歳）

10 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

11 受験申込み及び問い合わせ先

久留米市 総務部 人事厚生課 (〒830-8520 久留米市城南町15-3)

電話: 0942 (30) 9056

FAX: 0942 (30) 9706

E-mail: jinji@city.kurume.lg.jp

H P: <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

採用関係 HP

